

大規模集客施設向け交付金

交付内容

①所有型(土地及び建物を所有して立地する場合)

土地取得額の**30%**、建物及び機械設備(*1)取得額の**10%** 上限額**30億円**

②賃借型(建物を賃借して立地する場合)

建物及び機械設備(*1)の年間賃借額(*2)の**1/3**を1年間 上限額**2億円**

※建物及び機械設備

- ・所有型:事業所の用に供するもので、所得税法施行令に定める建物及び附属設備、構築物、機械及び装置、車両及び運搬具に分類される資産
- ・賃借型:事業所の用に供する建物、パソコン・サーバー・複写機等の事務機器、事業用設備など

※賃借月額額は4,000円/㎡を限度とする。

対象事業

- 集客が見込まれる大規模な文化施設、展示施設、商業施設を建設し運営する事業

対象者

- ◇重点地域において大規模集客施設を新たに設置する場合

※重点地域:アイランドシティ、香椎パークポート、九州大学学術研究都市

面積要件

- ★施設の延床面積が3,000㎡超(商業施設の場合は5,000㎡超)

※ただし、駐車場に使用する部分は除く

交付金の申請手続き

交付金の適用を受けるためには、事前の事業認定を受ける必要があります。
事業認定には事業開始前の申請が必要となりますので、必ず福岡市と協議を行ってください。

交付金適用にあたってのお願い

交付金を適用した事業者には、以下のことについてお願いしています。

△事業継続の義務

(所有型): 操業開始後10年間 (賃借型): 操業開始後5年間

△常用雇用者の雇用

事業継続期間中においては、必ず常用雇用者を雇用していること

△早期の事業実施

認定申請書を提出して3年以内(賃借型にあつては1年以内)に操業開始すること

お問い合わせ

福岡市経済観光文化局企業誘致課

TEL 092-711-4327

東京事務所

TEL 03-3261-9712